

## 山口市上下水道事業抜き打ち検査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「低入札価格調査をへて契約を締結する措置要領」第3条第1号のイに規定する抜き打ち検査について定めることにより、山口市上下水道事業管理者が発注する建設工事における施工体制、安全管理及び品質管理の向上を図り、もって不良工事の防止等に寄与することを目的とする。

### (検査の実施方法)

第2条 工事担当課長は、工事受注者に事前通告せずに抜き打ち検査を実施させるものとする。

### (その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、山口市抜き打ち検査実施要領の例による。

#### 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。